

第 1 回国立市指定管理者選定委員会 議事要旨（記録）

開催日時	令和2(2020)年6月25日(木) 18:00~20:10
開催場所	国立市役所本庁舎1階 東臨時事務室
出席委員 (順不同)	竹内光博 委員長、宮崎宏一 副委員長、 山重慎二 委員、河合敬則 委員、田中晴久 委員、市岡一彦 委員、 秦和壽 委員、大川潤一 委員、松葉篤 委員、黒澤重徳 委員、 門倉俊明 委員、橋本祐幸 委員
欠席委員	な し
説明員	伊形 福祉総務課長、大橋 福祉総務課地域福祉推進係長 馬場 高齢者支援課長、長野 高齢者支援課高齢者支援係長 関 しょうがいしゃ支援課長、長田 しょうがいしゃ支援課長補佐
市当局 (事務局)	簗島 政策経営課長 山本 政策経営課長補佐
傍聴者	0名
議 事	1 委員自己紹介 2 委員会の進め方について 3 各施設の取り扱いについて 4 その他
配布資料	別紙参照

1 委員自己紹介

- 各委員より、自己紹介が行われた。
- 事務局の紹介を行った。

2 委員会の進め方

- 事務局より、委員会の進め方について、配布資料「国立市指定管理者選定委員会での確認事項（案）」に基づき、委員会委員への接触禁止規定について説明があり、確認された。
- 事務局より、配布資料「国立市指定管理者選定委員会での確認事項（案）」に基づき、会議の公開等について、事務局より説明があり、委員会において確認された。
- 事務局より、今後の進め方について、当日配布資料「指定管理者検討スケジュール(案)」に基づき説明があり、審議会において確認された。

3 各施設の取り扱いについて

(1) くにたち福祉会館

- くにたち福祉会館の選定検討部会での検討結果について、くにたち福祉会館を所管する福祉総務課長より、配布資料「令和元年度国立市指定管理者選定検討部会（くにたち福祉会館）報告書」等に基づき説明があった。
- 委員からあった事前質問に関して、福祉総務課長より、現在の指定管理者の経営・収支決算状況について概要説明があり、市としては適切な運営がなされていることを確認しているとのことであった。
- 委員からあった事前質問に関して、感染症を包括した対応マニュアルの整備とその職員向けの講習会の有無について、福祉総務課長より、インフルエンザについての対応マニュアルはあるが、包括的なマニュアル作成はしていないので、職員講習会も含めて指定管理者に対応を求めていくとの説明があった。
- その後、委員より以下の質疑、意見等があった。

【委員】

- 福祉会館の利用について、ホームページ等から利用予約ができるシステムは現在のところ構築されていないとのことだが、構築するに際して何か支障があるのか。また、今後構築予定はあるのか。

【説明員】

- 予約システム構築については積極的に考えているところではあるが、費用面

や具体的にどのようなシステムを構築していくかなどについて課題がある。

【委員】

- 新型コロナウイルス感染症など様々な感染症が流行しうる現状にあるので、特定の感染症に限らず、包括的なマニュアルの作成はぜひ行ってほしい。

- ◎ 手法については特定選定、期間については5年、選定基準については原案のとおり、以上のとおりで確認された。

(2) くにたち北高齢者在宅サービスセンター

- くにたち北高齢者在宅サービスセンターの選定検討部会での検討結果について、くにたち北高齢者在宅サービスセンターを所管する高齢者支援課長より、配布資料「くにたち北高齢者在宅サービスセンター指定管理者選定検討部会報告書」等に基づき説明があった。
- 委員からあった事前質問に関して、高齢者支援課長より、現在の指定管理者の経営・収支決算状況について概要説明があり、市としては適切な運営がなされていることを確認しているとのことであった。
- 委員からあった事前質問に関して、感染症を包括した対応マニュアルの整備とその職員向けの講習会の有無について、高齢者支援課長より、厚生労働省が作成している「高齢者介護施設における感染対策マニュアル」があり、それを活用しているとの説明があった。また、新型コロナウイルス感染症については、国からの通知を取りまとめ、それをマニュアルのように取り扱っているとの説明があった。また、くにたち北高齢者在宅サービスセンターのような介護予防施設は、感染症予防の徹底が介護保険法上の事業所指定の条件となっており、施設が職員向けの講習会を実施しているかどうかは実地検査等で確認をしているとの説明があった。
- その後、委員より以下の質疑、意見等があった。

【委員】

- 当該施設の現指定管理者である社会福祉法人弥生会の所在地はどこか。

【説明員】

- 当該法人は、国立市内に法人所在地があり、国立市内のみで事業展開している法人である。また、当該法人は、特別養護老人ホーム「くにたち苑」など様々な高齢者向け事業を展開している法人である。

【委員】

- くにたち北高齢者在宅サービスセンターの従業員は何名であるか。

【説明員】

- 22名である。

【委員】

- 新型コロナウイルス感染症拡大に伴い、高齢者がデイサービスセンターに通うことが難しくなり、事業所としての運営が縮小となった場合、事業収入が見込みより大きく減少することがあると思うが、そのような場合、国や市などが減少分を補助することはあるのか。

【説明員】

- 直接的な補助はない。しかしながら、新型コロナウイルス感染症拡大に伴う特例的な措置として、通所介護施設としてのサービス提供が実施できなくなり、サービスを振り替えて、高齢者宅に職員が訪問して行う機能訓練等を行うサービス提供した場合でも、デイサービスとしての報酬算定ができるなど、介護報酬の算定における特例的な措置を実施することで、介護事業収入を支える対策がなされている。

【委員】

- 400万円程度の次年度繰越金が発生しているとのことだが、それくらいの余剰金が出ているのであれば、市が150万円程度支出している指定管理料を0円とすることも可能ではないか。

【説明員】

- 担当課としてはその可能性もないわけではないとは考えているが、指定管理者側との十分な話し合いが必要かと思う。

【委員】

- 余剰金が出ているのに指定管理料を支払うとなると、現指定管理者を多少優遇し過ぎてはいないかとも受け取れてしまう。余剰金が出ている指定管理料を支払うということの合理性についてしっかりと検討してほしい。

- ◎ 手法については特定選定、期間については5年、選定基準については原案のとおり、以上のとおりで確認された。

(3) 国立市障害者センター・くにたち心身障害者訓練施設「あすなろ」

- 国立市障害者センター及びくにたち心身障害者訓練施設「あすなろ」の選定検討部会での検討結果について、国立市障害者センター及びくにたち心身障害者訓練施設「あすなろ」を所管するしょうがいしゃ支援課長より、配布資料「国立市指定管理者選定検討部会報告書（国立市障害者センター）」、「国立市指定管理者選定検討部会報告書（くにたち心身障害者訓練施設あすなろ）」等に基づき説明があった。
- 委員からあった事前質問に関して、しょうがいしゃ支援課長より、現在の指定管理者の経営・収支決算状況について概要説明があり、市としては適切な運営がなされていることを確認しているとのことであった。
- 委員からあった事前質問に関して、感染症を包括した対応マニュアルの整備とそ

の職員向けの講習会の有無について、しょうがいしゃ支援課長より、厚生労働省が作成している「高齢者介護施設における感染対策マニュアル」を基に、指定管理者である社会福祉法人国立市社会福祉協議会が独自でマニュアルを作成しており、それを活用して適宜職員研修等を実施し、感染症予防を徹底しているとの説明があった。

- 事務局から、両施設の指定期間に関して、検討部会報告書では両施設とも今後の指定期間は3年又は5年としているが、一般的な期間である5年としたいとの説明があった。

前回平成27年度の指定管理者選定手続きの中で、市の方針として「公の施設として設置する意義についても、今後議論していく必要がある。・・・本来の市社協の役割である地域福祉の強化に大きく踏み出している中、個別施設の運営事業について、専門性の高い他の社会福祉法人に任せることで、人的資源を地域福祉に振り向けていくことが可能となるため、施設統合と合わせ5年後の実施に向けて、利用者の理解を得るよう留意しながら早期に検討を始めるべきである。」との結論があった。それを踏まえ、現在施設担当課等では両施設の公の施設としての在り方検討を進めているが、その結果、現在の指定管理者ではない法人等に指定管理又は施設移譲との結論が出た場合、今回指定する期間が満了した後、スムーズに移行できるかの不確実な面があるため、一般的な期間である5年としたいとの説明があった。

- その後、委員より以下の質疑、意見等があった。

【委員】

- 現指定管理者である社会福祉法人国立市社会福祉協議会は、くにたち福祉会館、国立市障害者センター及びくにたち心身障害者訓練施設あすなろの3つの施設の指定管理を行っているということだが、当該法人では各施設を担当する部署は異なっているのか。それとも同じ担当が流動的に対応しているのか。

【説明員】

- 当該法人の中で、それぞれの施設の担当部署を設けており、その部署ごとで専任の職員が対応し、予算区分も異なっている。

【委員】

- 報告書類に記載されている「支援員」の身分はどうなっているのか。

【説明員】

- 直接雇用している常勤又は非常勤の職員である。ボランティアではない。

【委員】

- 先ほど事務局から、現在施設担当課等が両施設の公の施設としての在り方について検討を進めているとの説明があったが、5年前に5年後の実施に向けて早期に検討を始めるべきとの方針がありながら、今も検討をしているということは、結局のところ何も検討を進めていなかったということではないか。経費を削減しつつもサービスの質を落とさずに施設運営を任せることのできる専門性の高い他

の社会福祉法人は実際にはないのか。施設を民間移譲等するに際しての支障はどのようなものか。

【説明員】

- まず、検討部会報告書にあるように、両施設とも、利用者及びその保護者等から指定管理者及びその職員への高い評価があり、できれば同じ支援員に継続して従事してほしいとの要望があったため、議論を進めていくことがなかなか難しい状況にあった。また、両施設とも、重度の障害者を長年安定して支援してきており、大きな怪我や事故等なく運営できている状況の中で、両施設の在り方の議論を進めることは難しい状況にあった。

こういった高い評価、安定した運営を新たな法人で継続保持していくこと、並びに、利用者及びその保護者等が安心して利用できる新しい受け入れ先の条件、環境等を検討していくことは、大変難しく、時間が経過してしまっている。

【委員】

- 民間市場で両施設のサービスを提供している事業所はないのか。

【説明員】

- 国立市障害者センターが実施している心身障害者の自立と社会参加の支援事業を実施している民間事業所はあるが、国立市障害者センターのように重度の知的障害者を多く抱える事業所はないのではないかと。
- くにたち心身障害者訓練施設「あすなろ」のように、重度の知的障害と身体障害を併せ持つ方々を支援対象としている民間事業所は、市内には一つだけしかない。

【委員】

- これまでの説明を聞くと、3年後に結論を出すというのは難しいのかもしれないが、安易に5年後に先延ばしにするのではなく、検討を進めてほしい。この点、国立市の保育園民営化への検討経過はとてもよい参考になると思う。

【事務局】

- 補足だが、指定期間を5年としておいて途中で短縮することも可能である。仮に、公の施設の廃止することになれば、自動的に指定管理も消滅する。その場合、募集の段階で、そのような可能性があることを入れて明示しておくことがよいと思われるが、5年と定めた場合に必ず5年間指定管理を継続しなければならないわけではない。

【委員】

- 現在施設担当課等で進めている両施設の公の施設としての在り方検討については、平成27年度にすでに5年間で検討すべきの方針が出ていることを鑑みれば、5年後に結論を出すのではなく、結論については3年後に出すこととし、現在の指定管理者ではない法人等に指定管理又は施設移譲との結論が出た場合に、今回指定する期間が満了した後にスムーズに移行が整うよう、その準備期間としての2年間を設け、併せて5年間という考え方がよいのではないかと。

【委員】

- 今後の5年間を検討のために費やすとなれば、計10年間もの長い月日が検討だけのための期間となってしまうおそれがある。3年間で結論を出すことが可能であるならば、そのようにしてほしい。

【委員】

- 両施設とも勤務する職員のストレス等は測り知れないと思う。両施設の選考基準の中に「職員の健康管理は適切になされているか。」という項目があるが、その健康管理とは身体的な面だけかと思われる。精神的な面での健康管理という視点も必要ではないか。

【説明員】

- 委員がおっしゃるとおり、精神的な面でも意識して評価していきたいと思う。
- ◎ 手法については特定選定、期間については5年、選定基準については原案のとおり、以上のとおりで確認された。

4 その他

- 事務局より、今後の選定委員会のスケジュールについて以下のとおり説明があった。8月下旬から9月中旬にかけて、第2回、第3回を開催する予定である。詳細な日付については今後、委員各位と調整しながら決定したい。
- 第1回の指定管理者選定委員会の議事録及び審査報告書については、早急に作成のうえ、委員各位にご確認いただいた後、報告させていただく予定である。また、確認が終了した後は、市のホームページで公開させていただく予定である。

配布資料一覧

- ・ 諮問書（写）
- ・ 国立市指定管理者選定委員会での確認事項(案)
- ・ 令和2年度に指定管理手続きを行う対象施設一覧
- ・ 国立市公の施設の指定管理者の指定の手続き等に関する条例・施行規則

- ・ 次第【当日配布】
- ・ 指定管理者選定委員会委員名簿【当日配布】
- ・ 指定管理者検討スケジュール（案）【当日配布】
- ・ 指定管理者候補者の選定方法について【当日配布】
- ・ 第1回指定管理者選定委員会質問対応票【当日配布】

【対象施設：くにたち福祉会館】

- ・ 検討部会報告書
- ・ 公の施設の在り方に関する検証結果報告書
- ・ 指定管理者仕様書
- ・ 指定管理候補者選定基準

【対象施設：くにたち北高齢者在宅サービスセンター】

- ・ 検討部会報告書
- ・ 公の施設の在り方に関する検証結果報告書
- ・ 指定管理者仕様書
- ・ 指定管理候補者選定基準

【対象施設：国立市障害者センター】

- ・ 検討部会報告書
- ・ 公の施設の在り方に関する検証結果報告書
- ・ 指定管理者仕様書
- ・ 指定管理候補者選定基準
- ・ 『指定管理者の指定に係る選定審査について（報告）／平成27年11月国立市指定管理者選定委員会』付帯意見への取り組み状況

【対象施設：くにたち心身障害者通所訓練施設あすなろ】

- ・ 検討部会報告書
- ・ 公の施設の在り方に関する検証結果報告書
- ・ 指定管理者仕様書
- ・ 指定管理候補者選定基準
- ・ 『指定管理者の指定に係る選定審査について（報告）／平成27年11月国立市指定管理者選定委員会』付帯意見への取り組み状況